

[事案 27-255] 配当金支払請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

配当金の支払い、または、保険会社の保険業法に関する監督指針違反が原因で契約を解約せざるを得なかったことから損害賠償金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 9 月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、配当金の未払分、または、損害賠償金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は剰余金を計上しているにもかかわらず、本契約の配当金は 24 年間で 2 回の分配しかない。保険業法 55 条を遵守し、剰余金の平等な分配を求める。
- (2) 保険業法に関する監督指針に抵触する次の行為が不法行為に該当し、契約を解除せざるを得なかった。

- ① 設計書には、配当金の額は変動するとの記載だけで、予想配当金が 0 (ゼロ) になりうる旨が併記されておらず、また、計算例の計算条件の記載がないため、監督指針のうち保険業法 300 条 1 項 7 号関係 (②の(ア)(イ)) に抵触する。
- ② 配当金額の計算方法の説明を求めたところ保険会社は拒否したが、当該拒否行為は、監督指針のうち保険業 300 条 1 項 6 号関係 (①、②の(ア)) に抵触する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 裁定審査会の権限は、剰余金処分等の決算の有効性の判断に及ぶものではない。
- (2) 設計書記載の配当金額について保険会社が将来の支払いを約束したものではないことは明らかである。また、当社は申立人方を訪問のうえ、配当金が支払われる仕組みや設計書記載の配当金が将来の支払いを約束したものではないことを複数回説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、配当金の未払分の支払いについては、積立配当金は、決算において生じた剰余金を原資とするものであり、決算は保険会社の経営方針にかかわる事項といえるため、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定を打ち切ることとした。また、損害賠償金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。